

○文化財保護法の一部改正について

昭和二十九年六月二十二日 文委企第五〇号 文化財保護委員会事務局長から 各都道府県教育委員会教育長あて通達

昭和二十九年五月二十九日法律第三百一十一号をもつて文化財保護法の一部を改正する法律が公布され、七月一日から施行されることとなりました。このたびの改正は、昭和二十五年八月文化財保護法(以下「法」という。)施行後三年有半の同法の運用の経験にかんがみ、その規定を整備したものであります。その主要な点は、次の通りであります。

- 一 重要文化財について新たに管理団体の制度を設けたこと。
 - 二 無形文化財について新たに指定制度を設ける等その保護の規定を整備強化したこと。
 - 三 民俗資料の保護に関する制度を有形文化財の保護に関する制度から切り離して確立したこと。
 - 四 異議申立の制度等史跡名勝天然記念物等の保護と所有権等の財産権及び他の公益との調整に関する規定を設けたこと。
 - 五 史跡名勝天然記念物の無断現状変更等に対し、原状回復命令の制度を設けるとともに、刑罰を課しうるものとしたこと。
- 以上のようにこのたびの改正は、基本的な事項の改正を含みその他法全体にわたる改正を行つたものでありますので、その実施運用に当つては、別記事項を御参照の上、遺憾のないよう御配慮下さい。
- なお、このたびの法改正に伴う所要の委員会規則については、追つて制定改廃の上通達する予定であります。

記

第一 総則及び文化財保護委員会関係

- 一 文化財に関する定義を整備したこと(法第二条)。
- 法にいう「文化財」として、従来、有形文化財、無形文化財及び史

跡名勝天然記念物があげられ、前二者についてのみその内容が明らかにされていたのであるが、今回の改正により、有形文化財、無形文化財、民俗資料及び記念物に分け、更に民俗資料及び記念物について内容を明記することとした。その理由及び字句については後述に譲る。

註(1) 有形文化財の定義の改正において、「筆跡」を削除した理由は、建造物、絵画、彫刻等他部門の例示との均衡上「書跡、筆跡」の例示は、細別に過ぎるきらいがあり、且つ、「筆跡」は、「書跡」のうちに含まれるものと解されるからである。

註(2) 法の規定において「重要文化財」には「国宝」を、「史跡名勝天然記念物」には「特別史跡名勝天然記念物」をそれぞれ含むものとした規定(法第二条第二項及び第三項)の改正は、改正に伴う条文整理である。

二 委員会の権限に関する規定のうち、法人に関するものを民法の規定に合せて整備したこと(法第七条第一項第十一号)。

註(1) 従来この規定は、所掌事務に関する法人の設立を認可することとされていたのであるが、委員会の所管に属する法人は、民法第三十四条の公益法人のみであるので、民法の規定に照合するよう字句を改めた。許可というものは、設立の許可であり、認可というものは、寄附行為等の変更等の認可であり、又、許可の取消というものは、設立許可の取消のことである。

註(2) なお、都道府県の教育委員会所管中の法人で、その目的、事業内容等からみて、当然委員会に移管を必要とすると思われるものについては、別途移管手続を促進したい所存であるので、この点十分御協力を煩わしたい。

三 文化財保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)制定の根拠規定について整備したこと(法第十五条第一項)。

註 委員会規則は、法の執行のためばかりでなく、例えば銃砲刀剣類等所持取締令による美術刀剣類の製作承認、登録等の法律に

より委員会の権限に属せしめられた事項についても、委員会規則を制定する必要がある場合もある。従来法の執行に関することに限られていたので、この点を改めて一般に法律（これに基く政令を含む。）で特に定める場合は委員会規則（委任に基く委員会規則）を定めうることにし、それ以外についてのみ委員会規則（手続に関する委員会規則）を定めうることにし、委員会規則に対する委任の範囲を明確にしたのである。

四 委員会の附属機関である文化財研究所の名称を国立文化財研究所とし、これに伴い、東京文化財研究所及び奈良文化財研究所を、それぞれ東京国立文化財研究所及び奈良国立文化財研究所と改称したこと（法第二十条及び第二十三条第二項）。

註(1) 文化財研究所に国立を冠したのは、民間の研究所との混同を避けるためである。

註(2) 国立文化財研究所の研究対象を有形文化財及び無形文化財から広く文化財とした（法第二十三条第一項）理由は、前述した通り民俗資料を有形文化財から切り離したので、民俗資料を従前通り研究対象とする必要があること及び国立文化財研究所において、記念物に関する調査研究等を行うことができるようにする必要があるからである。

五 重要民俗資料及び重要無形文化財の指定制度等今回の改正により、新たな制度が設けられたので、それに伴い、文化財専門審議会に諮問すべき事項を新たに追加するとともに、従来の諮問事項についても疑義のあるものについて明確に規定することとしたこと（法第二十一条）。

註(1) 新たに諮問事項としたものは、次の通りである。

(a) 重要無形文化財の指定及びその指定の解除（法第二十一条第二項第七号）

(b) 重要無形文化財の保持者の認定及びその認定の解除（法第二十一条第二項第八号）

(c) 重要無形文化財以外の無形文化財のうち委員会が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択（法第二十一条第二項第九号）

(d) 重要民俗資料の指定及びその指定の解除（法第二十一条第二項第十号）

(e) 無形の民俗資料のうち委員会が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択（法第二十一条第二項第十三号）

(f) 重要民俗資料の管理に関する命令（法第二十一条第二項第十一号）

(g) 重要民俗資料の買取（法第二十一条第二項第十二号）

(h) 史跡名勝天然記念物に関する無断現状変更及び環境保全命令違反をした者に対する原状回復の命令（法第二十一条第二項第二十一号）

註(2) 従来の諮問事項の改正については、規定を明確にしたもの（法第二十一条第二項第二号、第三号、第十四号、第十六号、第十七号及び第十八号並びに同条第三項）、規定の不備な点を改めたもの（法第二十一条第二項第四号、第十九号及び第二十二号）等がある。

註(3) 委員会に置かれる職員の人事管理に関する規定（法第二十五条）の改正において、国家公務員法の外に「その特例に関して規定する法律」の定めるところによるとした理由は、国立博物館及び国立文化財研究所の長及びその職員のうちもつぱら研究に従事する者については、教育公務員特例法の準用があるからである（同法第二十二号）。

第二 重要文化財関係

一 重要文化財の指定及び解除の手續に関する規定を整備したこと（法

第二十八条及び第二十九条)。

(一) 重要文化財の指定の手續としては、委員会内部の調査、文化財専門審議会に対する諮問、委員会における議決等があるが、一般外部に対する指定行為の手續については明確でない点があつたので、委員会内部の手續を終つた後の指定行為の手續として官報に告示するとともに所有者に通知するむねを規定した(法第二十八条第一項)。

(二) 従来その時期が不明確であつた指定の効力発生の時期は、一般的には官報告示のあつた日、所有者に対しては通知の到達した時とした(法第二十八条第二項)。この改正に伴い、指定書は、指定証明書的な性格のみを持つものとなつた。

(三) なお、国法の指定書を交付した場合の重要文化財の指定書の返付期限は、従来二十日とされていたのであるが、これを三十日とし、所有者の立場を考慮することとした(法第二十八条第五項)。

(四) 重要文化財の指定の解除に関する規定の改正は、右の指定に関する規定の改正と同趣旨のものである。

註(1) 従来指定書は、指定証明書とともに指定通知書の性格を有すべきものとされていたが、指定書の交付が種々の事情で遅れていたため従来指定書の交付に先立つて事実上指定通知を行つていた。今後は、この指定通知が法律上の指定行為の要件となつたわけである。

註(2) 指定の効力が一般的に官報の告示があつた日から生ずるといふのは、第三者及び行政庁の取扱としてということであり、所有者については、指定のあつたことを知らないのに、その効力を及ぼすことは妥当でないので、指定の通知の到達した時からとしたのである。委員会としては、官報告示の日と所有者に通知が到着すべき時との間にあまりのずれが生じないように取りはからいたい所存である。

註(3) 「当該所有者に到着した時」というのは、当該所有者が了知すべき状態におかれた時をいう。

註(4) 所有者が判明しない場合には、指定の通知は民法第九十七条ノ二の規定による公示送達によることができる。

二 重要文化財について新たに管理団体の制度を設けたこと(法第三十二条の二、第三十二条の三、第三十二条の四、第三十四条の二、第三十四条の三、第三十五条、第四十七条の二等)。

(一) 従来史跡名勝天然記念物について認められていた管理団体の制度を重要文化財の場合にも及ぼしたものであるが、この管理団体には、地方公共団体が指定される事例が多いと予想されるので、その理解と協力とを期待したい。

(二) 管理団体指定の要件(法第三十二条の二第一項及び第二項)

第一に、重要文化財について所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると客観的に認められる場合に限るのである。このように、限定的に規定した理由は、管理団体の指定は、所有者に対して相当の制限を課することとなるからである。

第二に、所有者及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人双方の同意を必要とすることである。このように同意を要件とした理由は、双方の意志を尊重して運用の全きを期するためである。

(三) 地方公共団体が管理団体となる場合は、教育委員会がその事務を行うのであるが、同意する場合には、予算上の措置とも関連して長の部局と協議を要するものと思われるので、その点運営に留意されたい。

註(1) 重要文化財について所有者が判明しない場合とは、例えば各地方に散在する五輪塔のごとく慣習上部落有となつていても法律上の所有者が判明しない場合等をいう。

註(2) 権原に基づく占有者とは、賃借人等占有することについて法律上正当な原因に基づいている者をいうのであつて単なる事実上の占有者とは異なる。

註(3) 同意は、継続的な要件であるが、管理団体の指定に際して管理団体及び所有者が同意した場合は、その後においては、正当な事由がなければ同意を撤回することはできないものと解される。

註(4) 管理団体は、その責務の重要性にかんがみ、任意団体を認めず、法人に限定することとした。この法人としては、保存会等の民法第三十四条の法人が予想される。

註(5) 史跡名勝天然記念物と重複する重要文化財については、同一の管理団体を指定することとなる。

註(6) 国の所有に属する重要文化財についても同種の制度を設けた(後述第七、三参照)。

(四) 管理団体指定の手続(法第三十二条の二第三項及び第四項)

指定の手続は、官報告示及び通知によつて行うのであり、その効力発生の時期は、重要文化財の指定の場合と同様である。

(五) 管理団体の行うべき管理の内容

法という管理の内容は、保存行為と利用行為である。管理団体の行う管理は、そのうち保存行為に属する保存のための管理であり、それには、保護管守及び小修理が含まれるが利用行為(例えば建造物の賃貸、仏像による宗教行為等)は含まれない。保護管守には、見廻り、除草、清掃、排水等の消極的な管理と、防火施設、保存施設の設置等の積極的な管理とがある。又、小修理には、雨漏防止等の応急措置がある。

次に管理団体は、単に当該重要文化財のみならずその保存のため必要な施設、設備その他の物件(防火施設、敷地等)の管理も行うことができるようにした。

保存のため必要な施設、設備その他の物件とは、管理事務所、倉

庫、休憩所等管理の事務に必要なもの、当該重要文化財の防火施設その他の保存施設、当該重要文化財の敷地等が考えられるが、所有者の所有又は管理に係るものに限られる(法第三十二条の二第二項)。

註 防火施設の管理は、必要によつては、管理団体から更に第三者に委託する必要の生ずる場合も予想される。この場合の委託は、あくまでも任意の委託であり、法上のものではなく、法上は管理責任は管理団体にある。こうした場合に、本来の管理団体以外に防火施設のみについて管理団体を指定することはありえない。

(六) 管理団体の行う管理以外の事務

管理団体は、前記の管理のほかに、重要文化財の修理及び公開を行う義務と権限がある(法第三十四条の二及び第四十七条の二)。

(七) 管理団体の行う管理等に要する費用

管理団体の行う管理及び修理に要する費用は、管理団体の負担であるが(法第三十二条の四第一項及び第三十四条の三第二項)、この点に関連して次の措置を講じようよう規定した。

第一に、管理団体に対してその管理及び修理に要する費用の一部を国庫より補助しうることとした(法第三十五条第一項)。

第二に、管理団体が行う管理又は修理により所有者が利益を得た場合には、管理団体と所有者との協議により所有者が受ける利益の限度においてその費用の一部を所有者の負担としうるものとした(法第三十二条の四第二項及び第三十四条の三第二項)。

第三に、管理団体が行う公開による観覧料は、管理団体の収入とした(法第四十七条の二第三項)。

註(1) 当該重要文化財についての自由意志に基づく宗教行為によるさい、せん等は、もとより所有者の収入とすべきである。

註(2) 「管理団体の管理又は修理により所有者が利益を受ける場合」といふのは、次のような事情からである。すなわち、管理団体は、

その費用負担において管理又は修理を行うのであるから、所有者は行うべき管理を免れ、又、き損していたものが修理されて、所有者の所有物件の価値が増加することがありうるからである。

註(3) 将来地方財政平衡交付金法に基く特別平衡交付金の配分に当つて管理団体の指定ある地方公共団体については、その点を考慮するよう自治省に申し入れる予定である。

(八) 管理団体と所有者との関係

第一に、管理団体が指定された場合には、重要文化財の保存のため管理、修理及び公開の権限は管理団体に移るので、所有者には、所有権に基く処分権及び公開の場合以外の利用権が残るのみである。

第二に、所有者は、正当な理由がなくて管理団体が行う管理及び修理を拒み、妨げ、又は忌避してはならないこととされている(法第三十二条の二第五項及び第三十四条の三第二項)。

第三に、管理団体が修理を行う場合には、その修理の方法及び時期については、所有者の意見を聞かなければならない(法第三十四条の三)。又、所有者は、管理について管理団体に意見を申し出ること、委員会に申し出て、管理に関する委員会の指示の発動を求めすることもできる。

最後に、管理団体と所有者との関係は、以上によつて大体律せられるが、実際になると種々の問題を生ずると思われるので、管理団体の指定又は指定のための同意に先立つて、両者が管理、修理又は公開上の具体的問題(前述の費用分担の問題も含めて)について十分協議し、必要によつては文書による協定を結ぶことが望ましい場合も予想される。

(九) 管理団体と管理責任者との相違

第一に、管理責任者は、本来管理能力のある所有者が海外旅行等特別の事情により自ら重要文化財の管理に当り得ない場合に専ら

自己に代つて重要文化財の管理を行わせるため選任する自然人である代理人である。これに対し、管理団体は、前述のように委員会が重要文化財の管理のため指定する法人である。

第二に、管理責任者は、管理についてのみ所有者に代る権利義務を有するものであるのに対し、管理団体は、保存のために必要な管理の外、修理及び公開についての義務と権限を有する。

第三に、管理責任者は、費用負担の責を負わないのに対し、管理団体は管理又は修理の費用負担の責を負い、管理団体に対しては、国庫補助も行いするのである。

(十) 管理団体の指定の解除(法第三十二条の三)

管理団体の指定の解除の理由としては、所有者による管理が可能となつた場合、当該重要文化財の指定が解除された場合、その他特殊の事由がある場合であり、その手続は、指定の場合の手続と同様である。

管理団体に関する権利義務の承継(法第五十六条第三項)

管理団体が指定された場合には、所有者の法における権利義務は、管理団体に承継されるのであり、解除の場合は、逆の承継が行われる。但し、管理団体の行う管理の内容に入らないもの(例えば法第三十条の管理の指示として、利用権について指示した場合同等)は、承継しないのである。

三 重要文化財の管理及び保護に関する規定を整備したこと。

(一) 重要文化財の亡失又は盗難の場合を届出事項に加えたのは(法第三十三条)、従来これらの場合を滅失、き損の場合として取り扱ってきたが、法律上無理があると考えられるからである。

註(1) 滅失とは、そのものが物理的になくなることである。き損とは、そのものが物理的に損害を受けることをいう。これに対し、亡失とは、物を見失う状態であつて必ずしもそのものの物理的滅失をきたさない。

註(2) 管理団体がある場合は、管理団体が届け出る旨を規定した。

(二) 重要文化財の所在の場所の変更の届出について、管理団体がある場合は、管理団体がなすべき旨を規定した(法第三十四条)。

註 所在の場所とは、現実に重要文化財の所在する場所をいい、指定書記載の所在の場所と異なる場合もありうる。

(三) 重要文化財の修理の責任と権限を明らかにし、管理団体がある場合は、管理団体が修理の責任と権限を有する旨を規定した(法第三十四条の二)。但し、所有権等を尊重する趣旨でこの場合には、所有者及び権原に基く占有者の意見を聞かなければならないものとした(法第三十四条の三)。

註(1) 重要文化財の修理の責任と権限が所有者にあることは、当然の事理であるが、管理団体がある場合は管理に伴い当然修理をも管理団体が行いうるものと規定した点に、法第三十四条の二の重点がある。

註(2) 管理団体が管理及び修理を行う場合は、所有者と同様国庫補助を受けうる旨を規定した(法第三十五条)。

(四) 委員会の行う重要文化財の管理又は修理に関する命令又は勧告については、管理団体にも行いうることとし、従来管理責任者に対しても行いうるのとされていた重要文化財の修理に関する命令又は勧告は、管理責任者の性格上(修理の権限と責任とを有しないから)適当でないので廃止することとした(法第三十六条及び第三十七条)。

(五) 委員会による国宝の修理等の施行に関する規定等について若干の整備を行った(法第三十八条から第四十条まで及び第四十二条)。

註(1) 法第三十九条第三項を追加して、所有者等がその措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない旨を明らかにしたのは、委員会による国宝修理等の施行を確保するためである。

註(2) 法第四十条第二項を改正して直接施行の場合の費用の強制徴収

の場合を限定して、所有者等の責に帰すべき事由がなく、且つ、所有者等が負担能力がないときは徴収できないこととしたのは、直接施行の趣旨及び所有者の立場を考慮したためである。

註(3) 法第四十二条の改正は、相続税法の改正に伴う条文整理である。

(六) 重要文化財の現状変更の制限に関連して許可を要しない維持の措置の範囲を委員会規則で定めることとし、所有者その他の第三者の利益に資することとした(法第四十三条)。

(七) 重要文化財の自費修理について、事前の届出制を定め、委員会がこの場合、技術的な指導と助言を与えうることとした(法第四十三条の二)。

重要文化財の修理は、現況では所有者等が国庫補助を得て行うのが大部分であるが、所有者が自費で修理を行う事例もありうる。後者の場合に、所有者は善意であつても、許可を要すべき現状変更が無断で行われたり、あるいは技術面についての無知から修理がかえつて改悪となることもないでもない。こういう弊害をなくするようにとの趣旨から届出制を定めたのである。現状変更の許可申請があつた場合等には、修理のあることを委員会が知りうる状況にあるので届出を要しないものとした。これらの場合については委員会規則で定められる。

(八) 管理、修理等の委員会に対する委託は、管理団体は修理についてのみなしうることとし、管理については、管理団体の性格上当然除くこととした。但し技術的指導に関しては、管理に関するものでも委員会に対して求めることができるようにした(法第四十七条)。

四 重要文化財の公開に関する規定を整備したこと。

(一) 重要文化財の公開に関する責任と権限を明らかにし、管理団体がある場合は管理団体が管理に伴い当然公開の責任と権限を有

する旨を規定した。この場合、管理団体は、当該重要文化財について観覧料を徴収することができる（法第四十七条の二）。

註(1) 法第四十七条の二第一項の規定の重点が但書にあることは第三十四条の二の場合と同様である（前記三(三)註参照）。

註(2) 法第四十七条の二第一項は、重要文化財の公開を、所有者又は管理団体が行うべきことを定めたが、第二項は、第三者が所有者又は管理団体の出品を受けて行う重要文化財の公開を禁ずる趣旨ではないことを明らかにするためのものである。

註(3) 法第四十七条の二第三項は、管理団体がその費用負担において重要文化財を管理することに応じ、史跡名勝天然記念物の管理団体に現に認められていると同様に、管理団体に特に観覧料の徴収権を与えたものである。

註(4) 重要文化財の出品の命令及び勧告は、管理団体がある場合は、管理団体に対して行うものとし、従つて出品給与金も管理団体に支給するものとした（法第四十八条及び第五十条）。

(二) 以上のほか、委員会の勧告により所有者が行う場合の公開の費用は、所有者から申出があり、委員会が適当と認める場合に国庫の負担とする旨を規定した（法第五十一条第七項）。

註 委員会による公開のための出品又は委員会による命令、勧告又は承認による公開の場合の損害補償は、滅失又はき損の場合のみであり、盗難による場合は含まれていないのであるが、この場合は、盗品の返還請求期間である二年を経過した後（民法第九十三条）は、滅失に準じて損害補償を行う趣旨と解すべきである。

(三) 重要文化財の所有者が所在の場所を変更して公開を行うため、事前届出をした場合に、委員会が当該公開及び公開に係る重要文化財の管理に関し、指示又は公開の停止若しくは中止命令をなすことができるものとした（法第五十一条の二）。

最近における文化財の各種の展覧会の開催は、文化財の活用とい

う面からみれば好ましいともいえるが、他方文化財をき損する危険がないでもない。そこで、こういう危険をできるだけ防ぐためにこの規定を設けたのである。この場合所有者以外の第三者の主催の場合のように許可制とせず、届出、指示及び公開の停止又は中止に止めたのは、所有権の尊重の趣旨からである。

註 従来法第三十四条の所在の場所の変更の届出は、三十日以内の変更であれば届出を要しないものとしていたが（国宝又は重要文化財の管理に関する届出書等に関する規則第八条第七号）、近く同規則を改正して公衆の観覧に供するための重要文化財の所在の場所の変更は、その期間のいかんを問わずすべて届出を要するものとする予定である。

第三 無形文化財関係

一 無形文化財について新たに重要無形文化財の指定制度を設けたこと。

(一) 重要無形文化財には、無形文化財（法第二条第一項第二号）のうち重要なものを指定するのである（法第五十六条の三第一項）。

従来の無形文化財に関する取扱は、価値の高いもので国が保護しなければ衰亡するおそれのあるものについて、助成の措置を講ずべきものとされていたのであるから、国が保護しなければ衰亡するおそれのあるものでない限りは、価値は高くとも助成の措置を講ずることができないこととなつていたのであるが、今回の改正により、価値の観点からのみ指定する制度をとり、保護については、その状況に応じて助成措置を講ずるものとしたのである。

(二) 重要無形文化財として指定されるものは、無形のわざそのものであり、その存在を具体化するため、重要無形文化財の指定に当つては、保持者の認定を行うこととした（法第五十六条の三第二項）。

(三) 重要無形文化財の指定後に、従来の保持者のほかに保持者として認定するに足りるものがあると認めるときは、追加認定を行うこ

とができるものとした（法第五十六条の三第四項）。

(四) 重要無形文化財の指定及び保持者の認定は、官報告示及び保持者として認定しようとする者に対する通知で行う（法第五十六条の四第三項及び第五項）。

註(1) 重要無形文化財の指定には保持者の認定が当然含まれる。従つて官報告示には、重要無形文化財に関する事項及び保持者に関する事項が併せて掲載されることとなる。

註(2) 保持者とは、重要無形文化財の体現者である。その数、一人に限らず、複数の場合もありうるのである。但し保持者は、体現者であるので、自然人に限り、団体ではあり得ない。

(五) 重要無形文化財の指定基準については、検討を進めているので、別途通知する予定であるが、指定制度をとることになつたことに伴い、従来の助成の措置を講ずべきものとして選定されたものをも含めて根本的再検討行い厳選主義をもつてのぞみたいので、教育委員会等におかれても調査その他の取扱において十分その点を御了知の上御協力を煩わしたい。

(六) 重要無形文化財の指定の解除は、重要無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときに、行われるのであるが、保持者がすべて死亡した場合は、当然に解除されたものとなる（法第五十六条の四第一項及び第四項）。

(七) 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合等の場合には、保持者の認定解除を行うこととした（法第五十六条の四第二項）。

註(1) 保持者が死亡したときは、保持者の認定は、当然に解除されたものとなる（法第五十六条の四第四項）。

註(2) 保持者が数人ある場合においてその一部について認定の解除があつても、他に保持者として認定された者があれば、当該重要無形文化財の指定は何ら影響を受けない。

(八) 保持者に関しては、氏名及び住所の変更、死亡の場合等は十日以内に届出を要することとした（法第五十六条の五）。

二 重要無形文化財の保存措置についての規定を整備したこと。

(一) 委員会が自ら行う保存措置としては、記録の作成、伝承者の養成その他その保存に当ることを適当と認める者（保存会等）に対して補助をなしうるものとした（法第五十六条の六第一項）。

(二) 委員会は、(一)に掲げる保存措置のために保持者、地方公共団体その他その保存に当ることを適当と認める者（保存会等）に対して補助をなしうるものとした（法第五十六条の六第一項）。

註(1) 重要無形文化財の補助金交付の相手方は、重要文化財の場合と異なり、範囲を広くして運用の円滑を期した。

註(2) 地方公共団体に対して行う補助としては、例えば公立の伝承者養成施設を設置する場合の補助等が考えられる。

註(3) その他その保存に当ることを適当と認める者としては、重要無形文化財の保存会等が考えられる。

三 重要無形文化財の公開に関する規定を整備したこと。

(一) 委員会は、重要無形文化財の保持者に対してその公開を勧告しようものとしたが、勧告の相手方を保持者に限つたのは、無形文化財の性質上公開は保持者のみが行いうるからであり、又、従来の公開命令の制度を廃止して勧告に止めたのは、保持者の人格を尊重する趣旨に基くものである（法第五十六条の七第一項）。

(二) 重要無形文化財の記録の重要性にかんがみ、記録の所有者に対する公開勧告の規定を設けた（法第五十六条の七第一項）。

(三) 重要無形文化財又はその記録の公開について国庫の費用負担による公開の制度を設けた（法第五十六条七第二項）。

(四) 国庫の費用負担による重要無形文化財の記録の公開の場合に、重要文化財の公開に係る損害補償の規定を準用した（法第五十六条の七第三項）。

四 委員会は、保持者、地方公共団体その他その保存に当ることを適当と認める者に対して、重要無形文化財の保存のため必要な助言又は勧告をなすものとしたこと（法第五十六条の八）。

五 重要無形文化財以外の無形文化財についても必要あるものを選択して記録の作成等の措置を講じうるものとしたこと（法第五十六条の九）。

無形文化財のうちには、重要無形文化財に指定してそのままの形で継続措置を講じても社会状況その他の関係で到底実効はあげえないが、資料的価値の高いもの等があり、これらについては、委員会自ら記録の作成、記録の保存、記録の公開を行い、又は、適当な者に対して、当該無形文化財の公開、若しくはその記録の作成、記録の保存若しくは記録の公開に要する経費の一部を補助しうることとして、将来の無形文化財の発展に資することとした。

註 この選択の場合は、特に慎重を期して重要無形文化財の指定の場合と同様文化財専門審議会に諮問することとした。

第四 民俗資料関係

一 民俗資料の保護に関する制度を有形文化財の保護に関する制度から切り離して確立し、これに伴い、民俗資料の内容を明らかに規定したこと（法第二条第一項第三号）。

従来、民俗資料は、有形文化財に含まれていたもので、そのうち重要なものは重要文化財に指定されることとなっていたが、民俗資料は、重要文化財とは、価値の観点を異にするばかりでなく、民俗資料には、無形のものもあり、且つ、有形の民俗資料でも無形のを背景とするので従来重要文化財に指定されたものではなく民俗資料の保護上支障となっていたので、このたび別個の体系の下に保護することとしたのである。

註(1) 民俗資料は、わが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものであり、無形の民俗資料とは、衣食住、生業、信仰（主

として民間信仰をいう）、年中行事等に関する風俗慣習そのものであり、有形の民俗資料とは、無形の民俗資料である前記の風俗慣習に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件である。従つて、風俗慣習や有形の民俗資料に関して記録した文書等は、単に記録であつて、用いられる物件でない限り、これらの記録を法上重要民俗資料に指定して保護することはない。

註(2) 民俗資料は、そのもの自体の芸術的な価値が高いというものでなく、わが国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないものであり、重要文化財とは価値の観点を異にするのである。

註(3) 無形の民俗資料と無形文化財との相違はおおよそ、次のように考えられる。

(a) 無形文化財は、芸能、工芸技術等の如く、特定の型や技術を特定の個人が相伝し、体現しているものであつて、いわば洗練されたわざといふことができるが、無形の民俗資料は、国民の生活様式や慣習そのものであつて、社会一般の人々が伝承しているものといふことができる。

(b) 無形文化財には、重要無形文化財に指定してそのものをそのままの形で保存する措置を講ずる必要のあるものが多いのであるが、無形の民俗資料については、そのものをそのままの形で保存するということは、自然的に発生し、消滅して行く民俗資料の性質に反し、意味のないことである。例えば、「小正月行事」をそのままの形で残存させようとしてもそれは不可能であり、意味のないことであつて、これらは、記録保存の措置をもつて足りるわけである。

二 民俗資料について新たに重要民俗資料の指定制度を設けたこと（法第五十六条の十）。

(一) 重要民俗資料に指定されるものは、有形の民俗資料のうち重要なものに限られるのであり、無形の民俗資料についてはその性質上当然指定といふことは考えられない（前記一註(3)参照）。

(二) 重要民俗資料の指定及びその解除の手續は、重要文化財の場合と全く同様である（法第五十六条の十第二項及び第五十六条の十一第二項）。

(三) 重要民俗資料の指定基準は追つて制定の上通知するが、民俗資料の調査については、将来にまつ面が極めて多いので、都道府県の教育委員会の御協力を得たい。

三 重要民俗資料に関して重要文化財に準ずる保護規定を設けたこと。

(一) 重要文化財の場合と異なる取扱をしたのは、次のような事項である。

第一に、重要民俗資料の現状変更及び輸出を事前届出制としたこと（法第五十六条の十三第一項）。

註(1) 重要民俗資料の現状変更について一々許可制にすることは、余りに厳に過ぎるきらいがあり、実情を考慮して届出制に止めた。

註(2) 重要民俗資料の輸出については、コレクションのうち比較的軽微な一部を外国の資料と交換する場合等当該重要民俗資料の価値を高める場合すら考えられるので、許可のごとき強度の制限をさけたのである。

第二に、重要民俗資料の所有者及び管理団体以外の第三者による公開を事前届出制としたこと（法第五十六条の十五第一項）。

註 民俗資料に対する一般の認識の程度は、なお低い現況にあるので、むしろ公開が積極的に行われることが望ましいので、あえて許可制をとらなかつたが、き損、散い、つを防止するため事前届出制としたのである。

(二) 重要民俗資料の前記・以外の管理、保護、公開等については、重要文化財の場合の規定を準用した（法第五十六条の十二、第五十六条の十四、第五十六条の十六及び第五十六条の十七）。

四 無形の民俗資料の保護に関する制度を設けたこと（法第五十六条の十八）。

重要無形文化財以外の無形文化財の記録の作成等の場合と同様の趣旨で、無形の民俗資料のうち、特に資料的価値の高いもの等についてはこれを選択して、委員会自ら記録の作成、記録の保存若しくは記録の公開を行い、又は適當な者に対し当該無形民俗資料の公開若しくはその記録の作成、記録の保存若しくは記録の公開に要する経費の一部を補助しうることにした。この選択の場合は、特に慎重を期して文化財専門審議会に諮問することとした。

第五 埋蔵文化財関係

一 埋蔵文化財については、従来有形文化財の章中に規定されていたのであるが、今回の改正において、民俗資料を有形文化財から切り離して規定したことに伴い、埋蔵物である「文化財」には当然有形文化財のみならず、民俗資料も含まれることとなるほか、貝塚、住居跡等の記念物もこれに含まれると解すべきであるから、今回、埋蔵文化財に関する規定は、独立した一章として、第四章に規定したこと。

註(1) 埋蔵文化財に関する章は、右の趣旨から明らかなように、むしろ、史跡名勝天然記念物に関する章の次に規定するのが適當であると考えられるのであるが、改正上の技術的制限もあつて、今回は独立した一章として、民俗資料に関する章の次に規定することに止めたのである。

註(2) 従来埋蔵文化財とは、地下、水底その他の人目に触れ得ない状態において埋蔵されている有形文化財をいうものとされ、法第五十七条は、この埋蔵物である有形文化財を発掘しようとする場合の届出義務を規定したものと解されていたのであるが、発掘の対象となるのは土地であつて埋蔵文化財は調査の対象なのであり、住居跡、寺跡等も埋蔵文化財である。そして、この調査の結果発見された動産である文化財については、遺失物法に基く事後手続が行われるものと解するのが適當であると考ええる。このことについては、以下の改正点の説明を参照されたい。

二 埋蔵文化財の濫掘を防止し、委員会による指導を十分にするため、埋蔵文化財の調査のための発掘の事前届出期限を十日間延長して三十日としたこと（法第五十七条第一項）。

註 従来、法第五十七条第一項において、史跡に指定された土地の発掘について届出を不要とした趣旨は、当然現状変更の許可申請があるものとしたことによるのであろう。しかし、その他の場合でも現状変更の許可申請が行われれば、発掘調査の届出を要しないし、又、緊急を要し三十日前に正規の届出を行う暇のない場合等も予想されるので、正規の届出を要しない場合は別に委員会規則で定めることとして、その他の場合は、広く届出を要するものとして規定を改めたのである。

三 土木工事、開墾その他埋蔵文化財の調査以外の目的で行われる発掘についても、それが古墳、貝塚その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地を発掘しようとするものであれば、三十日前の事前届出を要するものとし、委員会は、これについて必要な指示を行うこととしたこと（法第五十七条の二）。

(一) 埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地とは、貝塚、古墳等外形的に判断しうるもののほか、伝説、口伝等により、その地域社会において埋蔵文化財を包蔵する土地として広く認められている土地をいう。できうれば都道府県教育委員会において包蔵地域として周知されているものをあらかじめ調査されておかれることを希望する。

(二) 本条第二項の指示の内容としては、比較的重要な遺跡を発掘しようとするものについて特に慎重な発掘方法を指示するか、或は発掘後遺跡の復旧又は報告書の提出に協力を求めるとか、又は出土品について遺失物法に従って手続を行うよう指示する等が考えられるのであつて、発掘の中止、停止に至る内容をもつものは、指示し得ないものと解する。

(三) 法第五十七条の二の規定を設けた趣旨は、土木工事等により貴重な遺跡が破壊される以前に調査を行い、又は工事中立ち合つて遺物の散逸を防止し、記録を作成する等遺跡の保存、記録等のためできる限り適切な措置をとろうとするにあるのであるから、この趣旨を徹底され届出の励行、指示内容の尊重について関係者の協力を得られるよう指導されるとともに、特に法第五十七条の発掘調査の届出を行うべきものが、法第五十七条の二の規定に該当するものの如く偽装して行われることのないよう、脱法行為には、厳に注意されたい。

註(1) 従来は埋蔵文化財の発掘が直接の目的でなくても、古墳等を発掘し、結果において埋蔵文化財を発掘することが明白な場合は法第五十七条第一項の届出を要するものとして取り扱っていたのであるが、工事中に見えられた遺跡についてさらに工事を続行する場合等を発掘調査の場合と同様に取り扱うことには實際上無理があるので、今回取扱を明確にして届出の励行を期したのである。

註(2) 法第五十七条の二第一項の届出をせず、又は同条第二項の指示に従わなかつた場合については、特に罰則の規定は設けていない。

註(3) 法第五十七条の二第一項の届出の有無に拘らず土木工事等により遺跡を発見した場合は法第八十四条第一項の遺跡発見の届出を行わなければならない。発見届出を行った遺跡についてさらに工事を続行する場合には法第五十七条の二第一項の届出を要する（法第五十七条の二第二項の届出に係る工事により遺跡を発見した場合を除く。）と解されるが、これについてはなお法第八十四条に關する項を参照されたい。

四 以上のほか、必要な条文の整理を行ったこと。

(一) 法第五十八条の改正は、法第五十七条について説明したとおり、発掘の対象は土地であるとしたことに応じて字句を整理したものである。

(二) 法第五十九条の改正は、従前の規定は、発掘により文化財を発見した場合において、そのものの所有者が判明している場合でもこれを所有者に返還するか否か不明確であるので、所有者が判明している場合は、所有者に返還する旨を明確にしたものである。

(三) 法第六十四条の改正は、第一項については、従前の規定は、文化財を警察署長から提出されたもの限り、委員会が自ら発見したものが含まれていないこと及び国庫帰属の不明のものについても適用があると解される点に不備があるのでこれを国庫に帰属した文化財と改めて明確にしたものであり、第二項については、第一項と同趣旨の改正のほか、埋蔵文化財は、埋蔵物である文化財であつて発掘により発見されたものはずで埋蔵物ではなく有形文化財又は民俗資料としての文化財であることを明らかにしたものである。なお前記したとおり埋蔵物である文化財としては、記念物も含まれるのであるが、発見された文化財として警察署長への差出、委員会への提出、国庫帰属、譲与、譲渡等の対象となるのは動産である文化財に限ると解すべきである。

第六 史跡名勝天然記念物関係

一 従前の法第二条第一項第三号において、文化財の定義の一として「史跡、名勝及び天然記念物」が掲げられ、しかも、法第六十九条第一項においては、史跡名勝天然記念物は委員会が指定すると規定されているため、指定名称が一般名称的に用いられていたきらいがあつたので、今回、法第二条の文化財の定義中に有形文化財、無形文化財等と並んで「記念物」を掲げ、その記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定することとして規定の不備を補い、趣旨を明確にしたこと（法第二条第一項第四号、法第六十九条第一項及び第二項）。

註(1) 記念物の定義中、動物及び植物については、保護の対象が、生息地、自生地等土地を含むものであることを明確にし、地質、鉱

物についても、間歇温泉、地震による断層等特異な自然現象については、その生じている地域を保護の対象とするものであることを明確にした。

註(2) 記念物の定義を規定したことにより、従来史跡名勝天然記念物に指定されていたものの範囲に変更が生ずることはない。

二 史跡名勝天然記念物の指定及び仮指定並びにその解除の通知について、指定地域が広範囲にわたり、所有者及び権原に基づく占有者が多数に上るため権利関係の移動が多く所有者又は占有者の一つについて確認し難い場合には、指定の効力発生時期をこれらについて同時とする必要もあるので、民法の公示による意思表示の規定（第九十七条ノ二）に準じ、公示による通知をなしうることとしたこと（法第六十九条第四項、第七十条第三項、第七十一条第四項）。
註(1) 「著しく多数」とは、おおむね百人以上程度を予想しているが、この場合でも権利関係の移動が少い場合には、できる限り個別に通知することとする。

註(2) 「これに準ずる施設」とは、民法の公示による意思表示の規定にいう「之ニ準スヘキ施設」と同様の内容であり、具体的には農業協同組合の事務所等がこれに当る。

三 史跡名勝天然記念物の指定及び仮指定並びにその解除の効力発生時期を重要文化財の場合と同様に明確にしたこと（法第六十九条第三項及び第五項、第七十条第三項、第七十一条第四項）。

四 史跡名勝天然記念物の保護は、土地に関する権利に関連する面が強く、又、広汎な地域にわたることもあるため、所有権その他の財産権及び産業開発、電源開発、道路建築等他の公益との調整には特に慎重を要するので、史跡名勝天然記念物の指定及び仮指定並びに現状変更等の許可にあたり、これら財産権及び他の公益との調整に留意すべき旨の訓示規定を設けたこと（法第七十条の二、第八十条第四項）。

都道府県教育委員会においても、必要があると認めるときは文化財専門委員に關係通商産業局長を加えるよう措置する等、調整については十分配慮されたい。

註(1) 所有権等の財産権の尊重については、法第四条の規定があるのであるが、史跡名勝天然記念物については特に調整の必要が強く、又他の公益との調整にも留意すべきであるのでこの規定を設けたものである。

註(2) この趣旨を具体化するため異議申立の制度を設けた（後記第七、一参照）。

五 史跡名勝天然記念物の仮指定の効力については、従来は、委員会の行う指定と全く同様とされていたのであるが、国の指定前緊急の場合に限り行うべきものである仮指定の性格にかんがみ、その有効期間を二年に限定し、二年間に委員会の指定がないときは、仮指定は効力を失うものとしたこと（法第七十一条第二項）。

(一) 今後仮指定が行われる場合には、緊急性を十分考慮されるときもに、できる限り事前に委員会に連絡されるよう配慮されたい。仮指定が効力を失つたときは、都道府県の文化財保護条例による指定を行つてその保護をはかる措置も考えられる。

(二) 現に仮指定されているものについては、整理の必要上経過規定を設けて改正法施行の日から三年間有効であるものとした（改正法附則第二項）。

註 仮指定の史跡名勝天然記念物の標識、境界標等については、委員会指定のものとは異なる取扱をすべきものと考えられるが、これについては別途通知する。

六 史跡名勝天然記念物の管理団体に関する規定を整備したこと。

(一) 従来は、史跡名勝天然記念物を管理すべき団体の指定等に関する政令（昭和二十八年政令第二百八十九号）で規定されていたのであるが、重要文化財について管理団体の制度を規定したこと及び

管理団体の制度は権利の制限に関する面が強いことから前記政令を廃止し（改正法附則第五項）、その事項を整備して本法に規定することとした（法第七十一条の二第七十三条の二）。

(二) この機会に標識、説明板等の施設の設置、土地の所在等の異動の届出その他管理団体の任務について、貴管下各管理団体に十分徹底指導せられたい。

(三) 法第七十一条の二第二項は政令第一条と同趣旨の規定であるが、補助金の交付先となるものでもあり、確実な責任をとりうるよう管理団体として指定すべきものを法人に限るとともに管理団体の行うべき事務は、保存のため必要な管理及び復旧であつて利用に係るものは含まないことを特に明らかにした。

(四) 保存のための管理には、第一には、標識、説明板、注意札、境界標、覆屋、囲さく等管理のため必要な施設の設置、警火装置、防火施設、護岸施設等の防災施設の設置及び除草、清掃、見廻り等指定物件の保護管守、第二には、屋根の雨漏止、城の石垣又は古墳の封土のくずれ止め等のための応急措置その他応急的又は軽微な復旧に属するものが含まれる。

(五) 法第七十一条の二第二項では、従前の政令が職権による指定を認めていたのを改めて、重要文化財の場合にならつて指定しようとする法人の同意を得べきものとした。

(六) なお、現に管理団体として指定されているもので法人であるものは、改正法附則第六項により、改正法による管理団体とみなし、法人でないものについては、附則第七項により改正法施行の日から一年間は管理団体として取り扱うものとしたので、これらの団体を一年内に法人に切り換えるか、又は他の法人を管理団体に指定しなければならぬことになる。

註(1) 旧政令を法律化するに当り、管理団体の指定の効力発生時期を明確にした（法第七十一条の二第四項）。

註(2) 旧政令の場合は、解除の規定は特に設けなかったが、明確を期して法律に規定した(法第七十一条の三)。

註(3) 法第七十二条第二項の届出を行わなかつた場合には罰則の適用(法第一百一十二条第二号)があるので注意されたい。

註(4) 法第七十二条第三項は、重要文化財の場合と同様史跡名勝天然記念物の復旧について所有者及び権原に基く占有者の権利を尊重して特に設けたものである。

(七) 管理団体の行う管理又は復旧により所有者が利益を得た場合には、重要文化財の場合と同様に両者の協議により、その費用の一部を所有者の負担としうるものとした(法第七十二条の二)。

(八) その他管理団体の規定を整備したこと。

註(1) 法第七十三条の二は、管理団体の管理及び復旧について補助金交付を行うことを明らかにしたほか、滅失、き損等の届出は、管理団体の行うこと等を規定したものであるが、管理団体は、委員会に復旧の委託を行い得ることとした(法第四十七条の準用)点は、従来と異なる点である。

註(2) 法第四十七条の改正は、技術的なものであり、法第七十五条は所有者及び管理責任者の行うべき管理及び復旧について重要文化財に関する規定を準用して内容を明らかにしたものであるが、従来、管理団体、所有者及び管理責任者を総称して「管理者」と称したことは、とかくまぎらわしい点があつたので、今回これを廃止したので特に注意されたい。なお、管理団体、所有者及び管理責任者相互の關係については、重要文化財の項で説明したところを参照の上明確に了知されたい。

註(3) 法第七十六条から第七十九条までは、概ね技術的な改正であるが、盗難に関する規定を加えたこと及び復旧の勧告、命令は管理責任者に対しては行わないことにしたことに注意されたい。

七 史跡名勝天然記念物の現状変更について、維持の措置として許可を

必要としない範囲を委員会規則で定めて明確にすることとし、又、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は許可を必要としないものとしたこと(法第八十条第一項及び第二項)。

註 この改正は、もとより所有者その他の第三者の立場を考慮したものである。

八 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為について、委員会の許可を受けず、又は許可の条件に従わなかつた者及び環境保全に違反した者に対しては、委員会は、原状回復を命じうることとしたこと(法第八十条第五項、第八十一条第三項)。

(一) この規定は、次に説明する無断現状変更等に対する罰則の改正とともに従来悪質な行為に対して、とかく保存の徹底を欠きがちであつた史跡名勝天然記念物の保護の強化に資するものであるが、実施上慎重を要するのは勿論であるので、各都道府県教育委員会の御協力を得て、運用の適正を期したい。

(二) 原状回復命令に従わない場合には、行政代執行法により、委員会に、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を義務者から強制的に徴収することができるのである。

註(1) 史跡名勝天然記念物の性質上、全く破壊されて原状に復する方がない場合は、原状回復命令は、その性質上なし得ないものと解される。

註(2) 原状回復を命令する場合は文化財専門審議会に諮問するとともに(法第二十一条第二項第二十一号)事前に公開による聴聞を行うこととして(法第八十五条第一項第八号)慎重と公正を期した。

九 史跡名勝天然記念物の無断現状変更等に対する罰則としては、従来は、二万五千円の過料を科するのみであつたが、これでは悪質な無断現状変更等による滅失、き損等については相当の制裁が行われない結果保護に欠けるうらみがあり、又重要文化財については、その損壊、

き棄、隠匿について体刑又は罰金を科していることと比較して均衡を失うので、今回、無断現状変更等又は条件違反の現状変更等により史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者に対しては、重要文化財の損壊等の場合と同量の五年以下の懲役若しくは禁こ又は三万円以下の罰金若しくは科料を科することとしたこと（法第七百七条の二）。

註(1) 委員会の許可を受けてその条件に従って行う現状変更等により滅失、き損等に至る場合は、当然、法令に因り行う行為として処罰の対象にならない（刑法第三十五条）。

註(2) 無断現状変更を行つても、それにより滅失、き損又は衰亡をきたさない場合は、過料が科せられる（法第九百九条第四号）。

十 史跡名勝天然記念物の自費復旧について、重要文化財の場合と同様の趣旨により、三十日前の届出を要するものとしたこと（法第八十条の二）。

註 国庫補助金の交付を受けて行う場合、現状変更等の許可申請をした場合その他法の他の規定により委員会が自費復旧を了知しうべき場合は、届出を要しないものとして委員会規則で定めるのである。

十一 遺跡発見の届出があつた場合は、委員会は、当該遺跡の保護上必要な事項を指示し得ることとしたこと（法第八十四条第二項）。

(一) この場合は、緊急に現状を変更する必要があるか否かを考慮し、遺跡の現況に応じて調査方法、保存上望ましい措置等必要事項を指示するのであるが、土木工事等により工事中に発見された場合等特に緊急を要する場合には、委員会は、都道府県教育委員会その他専門家による調査に対する協力方依頼、出土品の取扱方法、事後の工事施工上注意すべき事項等を指示することとなる。

(二) 遺跡発見の場合は「その現状を変更することなく」届け出るべきこととなつており、第二項の指示があるまでは、現状を保存する

よう指導されることが望ましい。

註(1) 工事の停止、中止等が指示し得ないのは、法第五十七条の二第二項の指示の場合と同様である。

註(2) 法第五十七条の届出を行つて、遺跡を発見した場合は、発見届出は不要とした（法第八十四条第一項但書）。これは、発掘調査報告書の提出等が行われるからである。

註(3) 法第五十七条の二の届出を行つた場合でも、遺跡発見の届出を行う義務はあり、発見届出に係る遺跡について工事等を続行する場合は、法第五十七条の二の届出を要する（法第五十七条の二第一項の届出に係る工事等により遺跡を発見した場合を除く）。但し、緊急の場合には、電報その他をもつて委員会の承認を得ることにより、正規の届出に代えうるよう措置する方針である。

第七 補則関係

一 聴聞事項に史跡名勝天然記念物についての原状回復の命令並びに重要無形文化財及び重要民俗資料の公開の中止命令を加えるとともに条文の整理を行つたこと（法第八十五条）。

註 聴聞を行う場合の公示事項に処分又は措置の内容を加えた。

二 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可若しくは不許可の処分、環境保全命令又は史跡名勝天然記念物の管理団体の指定に不服のあるものは、委員会に対して異議の申立をなしうるものとし、この場合には、公開による聴聞を経て決定を行うこととしたこと（法第八十五条の二―第八十五条の七）。

(一) この規定は前述第六の所有権その他の財産権及び他の公益との調整に関する訓示規定を設けた趣旨を具体化するものとして設けたものであり、これにより利害関係者に十分意見陳述の機会を与え、その権利の保護を考慮するとともに委員会の処分の適正を期そうとするものである。

(二) 改正法施行の日前の処分について全く異議申立を認めないことは

均衡を失うので、異議申立を施行前の処分についても認めることとしたが、無制限にさかのぼって認めることは、処分により一旦確定された法的秩序の安全を害するので、施行前六月内の処分に関し、異議申立を、施行後三十日以内に限り認めることとした（改正法附則第三項）。

註(1) 広く法に基く処分に不服のある者に対して異議申立を認めることは、いたずらに濫訴の弊と行政事務の非効率を招くので、権利の制限の具体化された前述の三つの事項に申立事項を制限したのである。

註(2) 史跡名勝天然記念物の管理団体の指定については、広い地域にわたる場合とか、所有者が多数である場合が多いので、重要文化財の場合と異なり、所有権及び権原に基く占有者の同意を要件としなかつたからである。

註(3) 環境保全命令は指定物件の外部における制限であり、特に慎重を期するため事前の聴聞の後、さらに異議申立を認めることとしたのである。但し、法第八十五条の聴聞と第八十五条の四の聴聞とは全く同趣旨のものであり、両者を重複させることは不要であるので、環境保全命令についての異議申立の場合は、公開の聴聞を行わないこととした（法第八十五条の四第一項）。

(三) 異議の申立は、処分に不服のある者であれば、処分の相手方に限らず何人も行いうる（法第八十五条の二第二項）。しかし異議の申立について現実に利害関係を有する者でなければならぬ。すなわち、異議申立による処分の取消又は変更により、申立者の利益が保全又は回復されるような関係にあることを要するので、単に処分に対して精神的な不満を有するに過ぎないものは、異議の申立をすることはできないのである。又、法定の申立期間を経過している場合は、当該異議申立は、却下される。

(四) 聴聞に参加し得る利害関係者は、異議申立に係る事案について具

体的に利害関係を有する者でなければならない（法第八十五条の五）。

(五) 右の異議申立に係る事業が鉱業、採石業との調整に関するものであるときは、委員会は、決定に先立つて土地調整委員会に協議する等、他の行政機関の処分との調整については特に規定を設けて慎重を期した（法第八十五条の八）。

三 国の所有に属する重要文化財、重要民俗資料又は史跡名勝天然記念物についても、その保存上特に必要があると認めるときは、委員会は、関係各省各庁の長及び指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得て、管理団体の指定を行いうるものとしたこと（法第九十五条）。

註(1) 従来は国の所有に属する史跡名勝天然記念物について、史跡名勝天然記念物の管理団体に関する規定がそのまま適用され、法第九十五条はこの場合の収益の帰属について規定していたのであるが、国有の重要文化財、重要民俗資料についても管理団体の制度を設ける必要があるとともに、国有のものについては、管理団体指定の理由及びその管理等の態様が後記のとおり一般の場合と必ずしも同一ではないので、国有のものについては別建に管理団体の制度を設けたのである。

註(2) 法第九十五条第四項は、従前の法第九十五条の規定には、史跡名勝天然記念物から生ずるすべての収益を管理団体に帰属させるのかの如く、又、委員会の意志によつてその帰属が決定されるものと解される等表現上不明確な点があつたので、管理によつて生ずる収益は、一律に当然に管理団体に帰属するものとしたのである。

註(3) 管理により生ずる収益とは、例えば天然記念物の蜜柑の原木を管理する場合の蜜柑の売却代金等である。

註(4) 国有の指定物件につき管理団体の行う管理の内容は一般の指定

物件に係る場合と同様であるが、公開については、管理団体指定の趣旨（一般の場合は、所有者の管理能力が否定されるのであるが、国有の場合は、管理団体による管理がより適当であることによる。）から各省各庁の長による公開を認めないこととする必要はないので特に準用規定を設けず、事実上両者の協議にまつこととした。

四 国の所有に属する指定物件の管理団体には、一般の場合の如く、当然に修理又は復旧を行わせることなく、原則的には関係各省各庁の長がこれを行い、委員会は、特に必要があると認める場合に関係各省各庁の長及び管理団体の同意を得て、管理団体に修理又は復旧を行わせることとしたこと（法第九十五条の三）。

註(1) これは、各省各庁の長は、その所管する財産につき修理の責を負うのであり、又、国有の指定物件に係る管理団体指定の趣旨からも管理団体に管理の延長として修理まで行わせることは適当でないからである。

註(2) 管理団体が修理又は復旧を行う場合は、国庫補助が可能である（法第九十五条の三第三項）。なお管理費の補助も可能である（法第九十五条第五項）。

五 以上の管理団体の制度の設置のほか、国の特例に関する規定の整備を行ったこと。

(一) 国又は国の所有に属する文化財に対し、法を適用するに当たっては、例えば法第九十条第一項第三号においては、所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物の滅失、き損等について関係各省各庁の長は、文部大臣を通じ委員会に通知すべき旨を定めているが、この場合には、この規定に対応する法第三十三条の規定の適用は当然排除されるのであるから、この趣旨を一般的に明らかにするため法第八十六条を規定したものである。この規定を設けたことに応じ、個々の条文の適用除外を規定した従前の法第九十八条は、理解が困難であり、特に設ける必要もないと考えられるので削除

した。

(二) 法第九十一条の改正は、一般の場合と同様国の機関の行う現状変更等について、維持の措置として委員会の同意を不要とする範囲を委員会規則で定めるとともに、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微なものについては同意を必要としないことを明らかにしたほか（第三項）、例えば営林署長がその権限の範囲内で現状変更等に該当する行為をしようとする場合にも農林大臣から文部大臣を通じて委員会の同意を求めなければならないこととしていた従前の制度を簡略にするため、このような場合は、各省各庁の長以外の国の機関が直接委員会に同意を求め得ることとしたものである（第二項）。

註(1) 法第八十七条から第八十九条までに係る改正は、重要民俗資料を加える等技術的な改正である。

註(2) 法第九十条第一項及び第二項の改正は重要文化財又は史跡名勝天然記念物の自費修理又は自費復旧、重要民俗資料の現状変更及び輸出、史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地の所在等の異動を通知事項に加えたほかは、技術的な改正である。

註(3) 法第九十条第三項を設けたのは、重要文化財の自費修理等一般の場合に委員会が指導、助言あるいは指示を行う事項について、一般の場合と同様関係各省各庁の長に対して委員会が助言し、勧告することができるようにするためである。

註(4) 法第九十二条から第九十四条まで、第九十六条及び第九十七条の改正は、重要民俗資料を加える等技術的なものである。

六 地方公共団体及び教育委員会の文化財の保護に関する事務については特に一節を設け、これを明確にしたこと。

(一) 地方公共団体の文化財保護のための補助に関する従前の法第百五条の規定を整備して法第九十八条第一項とした。なお補助金の額等の報告義務は煩を避けるため廃止した。

(二) 文化財保護のために地方自治法に基く行政事務条例又は教育委員会規則が制定されているが文化財保護法に基づく条例事項とした(法第九十八条第二項)。

(三) 現に教育委員会規則で制限、義務を課することを内容とする事項を規定されている場合は、七月一日以降は、条例に切替える必要があるので留意されたい。但し、補助規則的なものであれば、教育委員会規則で差し支えないから、条例に切り替えることが困難な場合は、その内容を補助規則的な、制限、義務を伴わないものに改められたい。地方公共団体の制定すべき条例については、追ってそのサンプルを例示したい。

(四) 地方公共団体が指定すべき文化財は、法の規定による指定文化財以外の文化財に限ることに留意されたい(法第九十八条第二項)。

(五) 文化財保護条例の制定改廃及びこれに基く文化財の指定解除について委員会に報告すべきものとしたのは、地方公共団体の指定文化財と国の指定文化財との間の連絡調整等に資するためである(法第九十八条第四項)。

七 今回の改正に伴い、従前の例に準じて、都道府県教育委員会に対する権限委任事項を追加したほか、都道府県教育委員会関係規定を整備したこと(法第九十九条―第一百五条)。

新たに権限委任事項として追加したものは、無形文化財、民俗資料関係の補助金交付に伴う指揮監督権、重要文化財の管理団体及び国有の指定物件の管理団体に対する補助金交付に伴う指揮監督権、重要無形文化財及び重要民俗資料の公開の停止命令権、重要文化財の所在の場所以外の場所における所有者による公開の停止命令権、重要民俗資料の保存のための調査権、国有の指定物件の管理団体に対する当該指定物件の保存のための調査権等である(法第九十九条)。

註 法第百条から第百二条まで、第百四条の三及び第百五条の改正

は、今回の改正に伴う技術的な整理である。なお、法第百二条の改正については、法第四十七条の改正に関する説明を参照(第二、三、(八)されたい)。

第八 罰則関係

一 従来罰金又は料料若しくは過料の額としての二万五千円は、すべて三万円と改めたこと。

二 無断現状変更等による史跡名勝天然記念物の滅失、き損等に対し刑罰を課することとしたこと(前記第六、九参照)。

三 以上のほか、罰則については、今回の改正に伴ってあらたに義務を課した事項について従前の基準に従ってそれぞれ過料を科することとする等、所要の技術的な整理を行ったこと。

註(1) 法第百七条の三の改正は、第一に、従前の法第百十二条で過料について両罰規定を設けていることは過料の性質上不合理であり、又他の立法にも例を見ないので、この点を改めて、両罰は、罰金についてのみ行うこととし、第二に、従前の法第百十二条但書は、当然のこととして、最近の立法例では特に規定しないこととしているので、これにならつて但書を削つたものである。

註(2) 法第五十七条の二第一項の届出をせず、又は同条第二項の指示に違反した者、法第七十二条第一項の標識、説明板等の設置を行わなかつた者、法第八十四条第二項の指示に違反した者については、いずれも罰則の規定を設けていない点に注意されたい。

第九 附則関係

改正法の施行期日については、今回の改正が全般的にわたつて行われ、新たな制限を課し、あるいは新たな制度を設ける等の措置がとられているので、一般に周知徹底のための必要な期間を見込んで七月一日としたこと。

(一) 埋蔵文化財の発掘調査の事前届出等届出期間を延長したものと及び土木工事等による発掘の届出等新たに事前届出を規定したものに

ついでには、新旧規定の切替の際注意すべき点が生ずるので、以下に記すところを御了知の上、円滑な処理を期されたい。

第一に、事前届出期間が延長されたものについてであるが、六月三十日までに届出を受理されたものについては、七月一日以降においても、従前通り届出をした日から二十日を経過すれば発掘調査ができる。七月一日以降届け出るものについては、三十日経過後でなければ発掘調査ができない。

第二に、新たに事前届出義務を課したものについては、例えば土木工事等による発掘についていえば、届出義務の生ずるのは七月一日以降であるから、届出を要するのは、七月三十一日以降の発掘であり、事実上、この関係については、施行が一月遅れることとなるわけである。

(二) 原状回復命令は、改正法施行前の無断現状変更等については、原則としてなし得ないが、無断現状変更が改正法施行の日の前後にわたつて継続して行われている場合には、原状回復を命じうると解する。

註(1) 附則第二項(仮指定の効力についての経過規定)、第三項(異議申立期間の特例)、第六項(史跡名勝天然記念物の管理団体についての経過規定)及び第七項(同上)については、それぞれ前述したところを参照されたい。

註(2) 附則第八項から第十一項までは、他の法律の関係条文について、今回の改正に伴う整理を行ったものである。